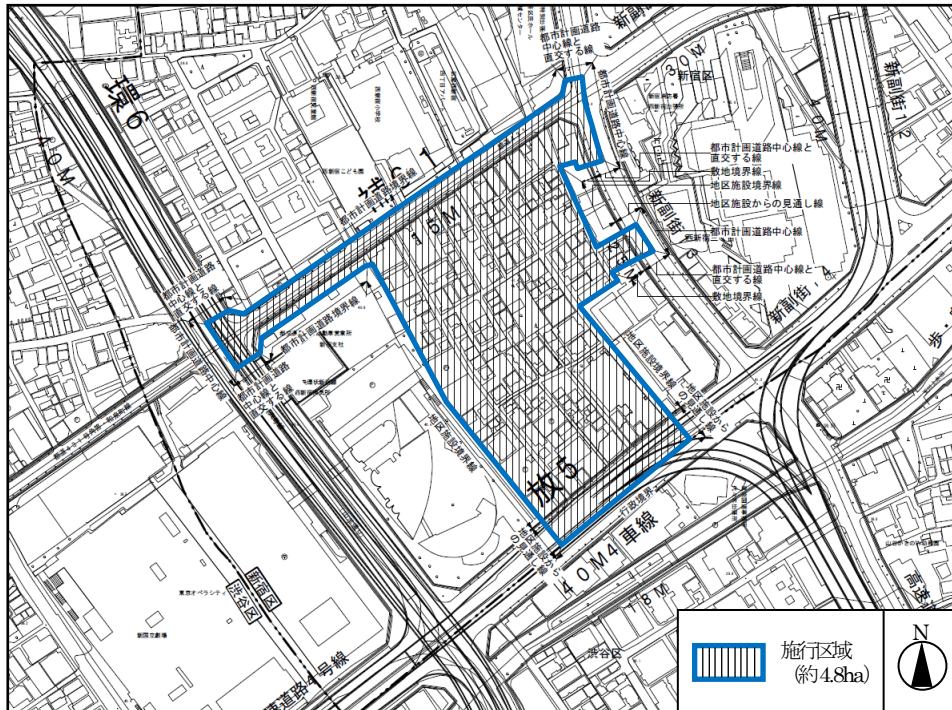


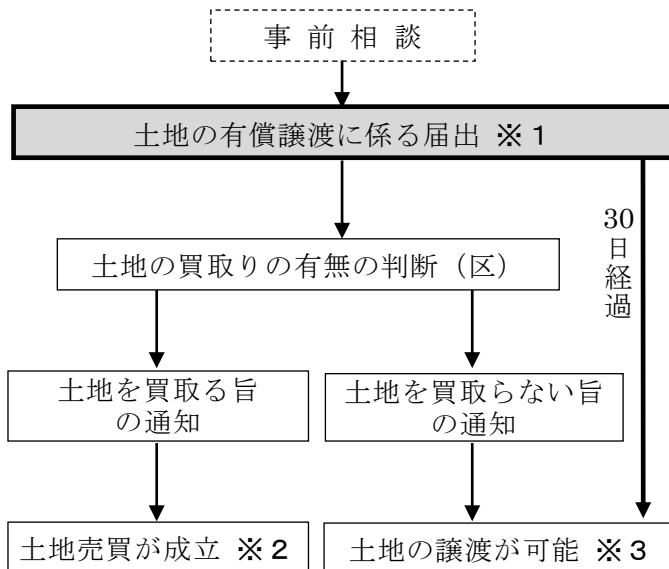
西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業施行区域内の 土地の有償譲渡に係る届出について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 57 条第 1 項の規定により、西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲り渡そうとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、新宿区に届出が必要です。

1 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行区域



2 土地の有償譲渡に係る届出制度の流れ



※1 土地を有償譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、区に届出が必要になります。

※2 届出後 30 日以内に区が届出者に対し当該土地を買取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、区と届出者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

※3 届出者は、届出後 30 日間、または、区から当該土地を買取らない旨の通知があったときまで当該土地を譲り渡すことができません。

お問い合わせ

新宿区役所 都市計画部 防災都市づくり課（本庁舎 8 階）

住所 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

電話 03-5273-3844（直通）